

盛土規制法説明会概要

5月11日（日） 嶺北会場（福井市） ： 参加者122名

5月17日（土） 嶺南会場（敦賀市） ： 参加者92名

盛土規制法制度概要説明会 Q&A

日付	質問内容	回答
5月11日 嶺北会場	一つの造成で複数の盛土があった場合、それぞれに申請が必要か、もしくはまとめて申請することは可能か	個別のケースにより判断することになりますので一概には回答できませんが、「事業者の同一性」、「物理的・機能的一体性」、「時期的近接性」の観点から総合的に判断することになります。 判断に迷う場合は、個別にご相談ください。
5月11日 嶺北会場	規制区域指定前にすでに着手した工事は許可ではなく届出が必要とのことだが、工事着手の定義は何か	「工事着手」とは工事現場において「土地の形質変更」または「土石の堆積」が行われた時点になります。 請負契約の締結または労務者の雇入れ、資材の購入、工事看板の設置、草刈りや樹木の伐採は「土地の形質変更」に当たりませんので工事着手とはなりません。 また、設計図書等と照合して行う最初のくい打ち等は「土地の形質変更」に当たりますので、工事着手となります。
5月11日 嶺北会場	許可不要工事の1つに、「工事の施行に付随して行われるものであって、当該工事に使用する土石または当該工事で発生した土石を当該工事現場またはその付近に堆積するもの」が規定されているが、付近の定義は何か	許可不要の場合は以下の2つがあります。 ①請負契約を伴う工事にあっては、請負契約図書、工事施工計画書その他の書類に工事の現場として位置付けられた土地に堆積する場合 ②本体工事に係る主任技術者等が、本体の工事現場と一体的な安全管理が可能な範囲として、容易に状況を把握し到達できる土地に堆積する場合 ①については、工事現場として位置づけられた土地が許可不要となりますが、工事現場の基準としては、本体工事が行われている土地および当該土地との相互の間隔が直線距離で10km以内のものについて許可不要として取り扱います。 ②については、工事現場の隣地や隣地に類する土地（本体の工事現場から道路を挟んだ向かいの土地）になります。 判断に迷う場合は、個別にご相談ください。
5月11日 嶺北会場	残土処分場の設立について、すでに各法律の許可等を受け実施しているが許可不要工事となるか	残土処分場は許可不要工事に含まれないため、盛土規制法の許可又は届出が必要となります。 許可・届出を要しない工事の詳細については「許可申請等の手引」をご確認ください。
5月11日 嶺北会場	手数料について、盛土規制法の対象となる都市計画法の開発許可の場合、開発許可と盛土規制許可の両方の手数料がかかるのか	都市計画法の開発許可を受けた場合、盛土規制法の許可を受けたものとみなされるため、盛土規制法の許可は不要になります。そのため、開発許可の手数料のみ必要となります。
5月11日 嶺北会場	事業者から所有している谷などに残土を入れたいと依頼されている状況だが、事業者が施行した工作物等に問題が発生した場合、地権者に責任が問われるのか 民法第709条・第717条に関する事例の場合、原因行為者と災害の因果関係を立証できず地権者に責任が問われている。地権者に責任が問われないよう法的に回避策はないか	盛土規制法では、土地の所有者、管理者または占有者は宅地造成等に伴う災害が生じないよう、その土地を常時安全な状態に維持する責務があるとされていますので、宅地造成等に伴う災害の発生のおそれ大きいと認められる場合、土地または擁壁等の所有者、管理者または占有者（以降、土地所有者等という）に対して、必要な工事を行うことを命ずることになります。 しかし、土地所有者等以外の者が不完全な工事その他の行為により生じたことが明らかである場合、その行為をした者に必要な工事を行わせることを命ずることができるとなっております。他県の盛土規制法に関する事例では、県が原因行為者に対し改善命令を出し、応じられなかったため行政代執行による土砂撤去等を行い、その費用を原因行為者に対し請求し、刑事告発を行っているものもありますので一概に地権者に責任が問われるということではありません。 個別に判断することになりますので宅地造成等に伴う問題等ありましたら相談をお願いいたします。
5月11日 嶺北会場	盛土等が崩壊し被害が発生した時の責任の所在はどこになるのか	盛土規制法では、災害が発生した場合、土地の保全義務に違反したとみなされる土地所有者等や原因行為者に対し、流出した土砂の撤去や二次災害を防止するための工事の実施を命じることができます。これは、土地の安全な状態を維持する責務が、土地所有者等に明確に課されているためです。 さらに、盛土規制法だけでなく、民法やその他関連法令の規定も加味した複合的な判断に基づいて処分が適用される可能性があるため、災害発生時の責任の所在を一概に断定することはできかねます。

日付	質問内容	回答
5月11日 嶺北会場	申請窓口の課はどこになるか	申請窓口はホームページに記載しましたのでご確認ください。 https://www.pref.fukui.lg.jp/doc/tokei/morido/kisei-go.html
5月11日 嶺北会場	土石の堆積について、自社の土場を所有しているが、複数の工事で使用している。その場合、複数年の期間で許可申請するのか、または工事ごとに申請するのか	工事ごとに出して頂くわけではなく、土石の堆積を行う現場単位で安全管理等を行う者が申請者（工事主）として許可、届出をして頂くことが可能です。土石の堆積の最長期間は5年間となっておりますので、適切に期間設定をお願いします。 また、すでに土場として使用している場合は、 許可ではなく「区域指定の際に既に行われている工事」の届出 になりますのでご注意ください。
5月11日 嶺北会場	5年おきに申請が必要ということか。また、5年おきに土砂が無くなったことを確認するのか	工事完了予定日までに変更の手続きをしていただければ、最長5年間工期を延長できます。 ただし、堆積された土石が許可期間中に搬入・搬出等の動きがなく、管理されていない状態であれば、一時的な堆積ではないと判断し、盛土の許可が必要となる場合もありますのでご注意ください。 また、現地で堆積した土石がすべて除去されたか確認するのは完了時のみになります。変更手続き時は、現地の土砂が撤去されている必要はありません。
5月12日 問合せ フォーム	1：区域指定の際に既に行われてる工事の場合、届出の他に標識の掲示は必要か 2：標識の掲示期間について、完了検査後、標識は撤去してよいか。後続工事として建物建設がある場合、後続工事期間中は掲示が必要か 3：アスファルトの路盤やコンクリート舗装の下地も、盛土に該当するか 4：厚みの考え方は、工事着手前の地盤からの厚みとして考えればいいのか 例えば現状地盤からの盛土は45cmを仕上げ高さとする場合は許可不要だが、盛土をする前に表土を10cm切土し、そこから仕上げ高さまで盛土（この場合55cm）した場合は許可必要か	1：区域指定の際に既に行われてる工事の場合、届出のみ必要となり、標識の掲示は不要です。 2：標識は工事の完了検査済証の交付後撤去していただければ結構です。 3：アスファルト舗装の路盤やコンクリート舗装に下地も、盛土に該当します。 4：盛土の高さは、盛土をした土地の部分にどれだけの高さの差が生じるかによって判断します。例の場合は具体的な図面がないため判断できませんが、10cm掘った上に盛土をした場合、地盤面との高さの差が45cmになると思われますので許可不要となります。
5月12日 問合せ フォーム	盛土の面積が500m ² を超える場合で、盛土の厚みが50cmを超える場所が一部のみの場合（その他の場所は50cmを超えない）場合も許可が必要か	一部でも高さが50cmを超える場合は、許可の対象となります。
5月12日 問合せ フォーム	1：申請システムは届出対象の場合も対応しているか 2：規制対象外の判断は、自己判断でよいか、事前打合せや現地確認は必要か	1：基本的な許可申請・届出はすべて電子申請サービスで提出可能です。 2：規制対象外であることが明確の場合は、自己判断で問題ありません。判断に迷う場合は、問い合わせフォームに盛土等の高さ・面積等がわかる図面を添付の上、個別にご問い合わせください。
5月12日 問合せ フォーム	「一時的な土石の堆積」は5年ごとの届出が必要とあったが、現実問題として土場から一切の残土がなくなるようなことはない。規制を受けるとなれば土場の維持という部分での経費が工事経費に加算されることになり、コスト増の要因となる。この点法的な運用上にか対策はあるか	土石の堆積の許可期間は最長5年間であるが、5年ごとに申請するのではなく、工事完了予定日までに変更の手続きをしていただき、工期を延長（最長5年間）することになります。工期の延長ですので現地の土石を撤去する必要はありません。 また「区域指定の際に既に行われてる工事」の場合、技術的基準を準拠する必要はありませんので、届出は必要ですが、従来の維持の範囲で実施できると考えており、新たなコスト増につながるものはないと考えています。 ※技術的基準の準拠は不要ですが、「土地の保全義務」は課せられているので災害の発生の恐れが大きいと判断された場合には、改善命令の対象となりますのでご注意ください。
5月12日 問合せ フォーム	開発工事にあたらない、50坪程度（約165m ² ）の農地の埋め立てをする場合で、高さが1mを超えるときに 1：盛土規制法の申請は必要か 2：擁壁の強度の基準はあるのか 3：申請する場合は誰が申請するのか（地主？施工業者？）	1：高さ要件を満たしてかつ、崖を生じる場合は面積に関わらず、許可または届出が必要です。宅地造成等工事規制区域で崖が生じる場合、許可申請（法第12条第1項）が必要です。特定盛土等規制区域で崖が生じる場合、届出（法第27条第1項）が必要です。崖が生じない場合は許可申請・届出は不用です。 2：許可申請が必要な場合、「政令」や「盛土等防災マニュアル」等の基準に従う必要があります。届出の場合、技術的基準の準拠は不要です。 3：工事主（工事の請負契約の注文者または請負契約によらないで自ら工事をする者）または代理人になります。
5月17日 嶺南会場	1：規制区域はいつ指定するのか 2：旧宅造法の宅地造成工事規制区域は指定するのか 3：公共施設用地内の現場またはその付近における土石の堆積の大きさに規定はあるのか 4：届出の手数料は必要か	1：令和7年6月30日に規制区域を指定し、同日運用開始します。 2：旧宅造法の規制区域は指定しません。 3：公共施設用地内であれば、許可不要であり、堆積の大きさに規定はありません（公共施設用地内工事は本体工事に併せて一体的に管理できるため災害の発生する恐れがないと認められる工事になっていますので、本体工事に併せて適切な管理をお願いします）。 4：届出の手数料は不要です。

日付	質問内容	回答
5月17日 嶺南会場	1:「区域指定の際に既に行われている工事に 関する届出」について、標識の設置・中間検 査・定期報告・完了検査は必要か 2:工事する場所が複数に分かれている場合、 面積をまとめて申請するのか、別々に申請す るのか	1:「区域指定の際に既に行われている工事に 関する届出」について、標識の設置・中間検 査・定期報告・完了検査は不要です。ただし、届出工事が完了した場合は、「工事の完了に 関する届出」が必要となります。 2:個別のケースにより判断することになりますので一概には回答できませんが、「事業者 の同一性」、「物理的・機能的一体性」、「時期的近接性」の観点から複数の工事が一体の 事業か総合的に判断することになります。 一体の事業と判断した場合、合計面積で申請してください。別々の事業と判断した場合は 分けて申請をお願いします。 判断に迷う場合は、個別にご相談ください。
5月17日 嶺南会場	開発許可と盛土規制法の書類は類似してい ると思うが同じ書類を提出する必要があるの か。	みなし許可となっていない開発許可を変更で盛土規制にかかる計画変更をする場合は、新 規で盛土規制法の手続きが必要となるため、別で書類の提出が必要です。 開発許可の当初計画から盛土規制にかかる場合、みなし許可となるため、開発許可の書類 のみ必要です（一部、盛土規制法関係で開発許可申請に添付の必要な書類が増えていま す。）。
5月17日 嶺南会場	1:都市計画法の開発許可はみなし許可とあっ たが、林地開発などもみなし許可となるのか 2:完成検査申請書提出から何日で検査済証の 交付になるか	1:盛土規制法のみなし許可となるのは都市計画法の開発許可のみとなります。 林地開発の場合、林地開発許可と盛土規制法の許可の二つが必要となります。 2:現地検査の日程等で変化するため一概には回答できません。現地検査し問題ない場合は できるだけ速やかに交付します。
5月19日 問合せ フォーム	1:宅地造成等工事規制区域では一定規模以 上の一時的な土石の堆積をする場合、許可が必 須か 2:区域指定の際に既に行われている工事に 関する届出は宅地造成等工事規制区域に該当 する場所には適用されないのか 3:土石の堆積の完了は、土石がすべて撤去し た時点ということか 4:土石の堆積のすべての撤去時点が完了とな る場合、土砂の仮置き場として利用している 土地に積まれていた土砂をすべて撤去し、新 たに土石を堆積した場合、再度許可が必要と なるのか、その都度手数料が必要か	1:宅地造成等工事規制区域で許可を要する規模以上の一時的な土石の堆積をする場合は許 可が必要になります（特定盛土等規制区域でも同様です。）。 2:届出が必要です。区域指定の際に既に行われている工事に関する届出は、宅地造成等工 事規制区域や特定盛土等規制区域に関わらず必要となります。 3:記載の認識で問題ありません。ただし、ストックヤードとして引き続き、土石の搬入、 搬出がある場合は、完了とせず継続してストックヤードの使用は可能です（この場合、許 可期間の変更が必要な場合があります。）。完了の判断に迷う場合は個別にご相談くださ い。 4:完了後（確認済証交付後および工事の完了に関する届出提出後）に、新たに許可を要する 規模以上の土石の堆積をする場合、許可申請および手数料が必要となります。ただし、3でも 回答いたしました、ストックヤードとして引き続き、土石の搬入、搬出がある場合は、完 了とせず継続してストックヤードの使用は可能です。
5月19日 問合せ フォーム	1:土石の堆積期間が5年を超える可能性があ る場合、許可権者に相談とあるが、5年を超 える許可を得られた場合、その期間は手数料 が発生せず使用できるのか 2:崖面に擁壁等を設置した場合は、崖として 取り扱わないか	1:土石の堆積の最長期間は5年間となっております。5年を超える場合、工事完了予定日ま で許可権者に相談の上、変更の手続きをしていただければ、最長5年間工期を延長することが できます。 手数料について、変更許可の場合、「その他の変更」に当たりますので費用が発生しま す。届出の場合は不要です。 2:崖の判断は盛土・切土の角度のみで行いますの、擁壁があっても地表面が水平面に対し 30度を超える場合は崖と判断します。
5月20日 問合せ フォーム	1:「切土の崖」とは盛土と同じく『地表面水 平に対し30度を超える角度』か 2:通常の切土は30度以上の角度がほとんどだ と思うが「宅地造成等工事規制区域で公共工 事以外の2m以上切土」は許可対象となるとの 認識で良いか 3:公共工事以外の工事では、農地・林地など それぞれの設計基準で設計されていれば許可 されるか	1:記載の認識で問題ありません。切土も地表面水平に対し30度を超える角度で崖となりま す。 2:宅地造成等工事規制区域で公共工事以外の2mを超える切土で30度を超える崖を生じる ものは許可対象となります（許可・届出を要しない工事に該当する場合は不要です。）。 3:盛土規制法の許可が必要な盛土等については、盛土等の設計基準に従う必要があります が、他の設計基準を採用すべき場合もありますので、個別案件ごとに相談してください。